

“ウィザスあしや”からのお知らせ

市民企画講座 企画・運営 NPO法人「絵本で子育て」センター絵がお

みんなで楽しい
絵本のある子育て

絵本の読み聞かせってどんなふうがいいの？いい絵本って？疑問や知りたいことはありませんか？さまざまな情報があふれる社会の中で子育てに本当にたいせつなものは？絵本にはたくさんのちからがあります



プログラム 時間 10:00~11:30

回	日程	テーマ
①	8月29日(土)	パパママも赤ちゃんも絵本で遊ぼう
②	9月10日(木)	読んでもらう心地よさ—絵本のちから
③	9月24日(木)	主食の絵本とおやつのお絵本—絵本を選ぶちから
④	10月8日(木)	愛情を声にのせて—一生の声のちから
⑤	10月22日(木)	ことばを育む—ことばのちから
⑥	11月12日(木)	絵本で子育て—一人とつながるちから
⑦	11月26日(木)	絵本を伝えてくれるもの—生きるちから
⑧	12月5日(土)	パパが読む0歳からの絵本

(子ども同伴可)

- 対象：①⑧は親子20組 (0歳から未就学の乳幼児とその保護者) ②~⑦は子育て中、子育て支援にかかわるかた20名
- 受講料：無料
- 一時保育：(②~⑦) 要予約、毎月1週間前までに。2歳以上就学前までの幼児、先着8名。1回につき、1人300円
- 申込方法：電話、はがき、ファクス、Eメールで、住所・氏名・電話(ファクス)番号・一時保育希望のかたは子どもの名前・年齢(月齢まで)を記入のうえ、下記までお申込みください。
- 申込先：芦屋市男女共同参画センター 〒659-0092 芦屋市大原町2-6 ラ・モール芦屋2階 tel.0797-38-2023 fax.0797-38-2175 Eメール josei-ce@city.ashiya.hyogo.jp

芦屋市男女共同参画センター事業

一時保育つき

一時保育つき ゆっくり本を読む ~大人の読書タイム~

子育て真っ只中の皆さん、月に一回、ウィザスあしやで読書を楽しみませんか。お子さんは保育室でお預かりいたします。お手持ちの本や情報コーナーの図書や資料などご自由にお選びいただけます。



- 日時：毎月 第4月曜日 午前10時~12時 平成21年9月28日、10月26日、11月16日、12月21日、平成22年1月25日、2月22日、3月15日 ※11月、12月、3月は第3月曜日
- 会場：芦屋市男女共同参画センター ウィザスあしや
- 対象：子育て中の親(祖父母も含む)と子ども(2歳から就学前の幼児)
- 保育定員：子ども8人 ■一時保育：1人につき300円
- 申込方法：毎月1日(休みのときは、翌開館日)から電話あるいは窓口で受付(先着順)。①住所②氏名③電話番号(ファクス番号も)④子どもの名前と年齢(月齢も)。
- 申込先：芦屋市男女共同参画センター tel.0797-38-2023

女性相談 tel.0797-38-2022(予約電話)

「こんなことで…」と思わずに、まずは、お電話を!

面接相談 無料 秘密厳守

専門の女性相談員がゆっくりとお話をうかがいます。1回50分間の相談時間を確保しています。気軽にお電話ください。

相談	曜日	時間
女性の悩み相談	第1土曜日 第2~5金曜日	①13:00
		②14:00
		③15:00
暴力(DV)に関する相談	毎月第1・3水曜日	各50分

センター展示あんない

9月 西本町子水彩画展

9月1日(火)~
29日(火)
(平日・第1土)



10月 One World
蒼衣鳩子イラスト展

10月1日(木)~29日(木)
(平日・第1土)

11月 阪口美智子押し花展

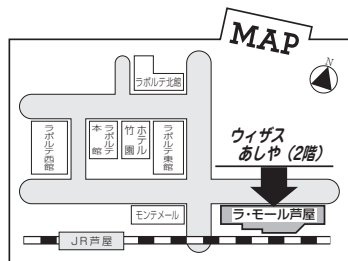
11月2日(月)~27日(金) (平日・第1土)

《会場》芦屋市男女共同参画センター ウィザスあしや
《時間》9:00~17:30

編集後記

日本でHIV感染が増えている事を知らなかった。一時はあれ程騒がれていたのに。

大人は勿論、若い世代にこそ正しい情報が必要だ。早速パンフレットを片手に娘(中学生)に話すと学校の保健でHIVなどの授業があったという。少し安堵した。(菅)



編集・発行：芦屋市男女共同参画センター
芦屋市大原町2-6 ラ・モール芦屋2階
TEL 0797-38-2023 FAX 0797-38-2175
Eメール josei-ce@city.ashiya.hyogo.jp
ホームページ
http://www.city.ashiya.hyogo.jp/women/

ウィザス

「ウィザス」はウィズ・アス=with us
“共に生きる—男女共生社会”
の理念をあらわしています。

特集

リプロダクティブ・ヘルスノ ライツを考えよう

女性ニュース ● ● ● 育児・介護休業法が変わります

改正育児・介護休業法が平成21年6月21日に可決・成立し、平成21年7月1日に公布されました。
男女がともに子育て・介護をしながら働き続けることができる雇用環境を整えるもので、事業主への義務化や罰則規定が盛り込まれています。改正内容は、①短時間勤務制度の義務化 ②所定外労働の免除の義務化 ③子の看護休暇の拡充。育児休業が法制化されて18年、女性の育児休業取得率は9割に達していますが、約7割が第1子出産を機に離職しているのが実情です。仕事との両立が難しかった理由は「体力がもたなかった」がもっとも多く、育児期の女性労働者のニーズに応え、3歳までの子を養育する場合、事業主に短時間勤務や残業の免除が義務付けられます。

男性の約3割が育児休業を取りたいと考えているながら、実際の取得率は1・56%です。父親も子育てができる働き方の実現に向けて、①父母ともに育児休業を取得する場合の休業可能期間の延長(パパ・ママ育児プラス(仮称)) ②出産後8週間以内の父親の育児休業取得の促進 ③労使協定による事業主(夫) 除外規定の廃止 が加わります。
また、新たに介護のための短期の休暇制度が創設され、要介護状態にある家族の通院の付き添い等、年5日、対象者が2人以上の場合は年10日休むことができます。
施行は、公布日から1年(一部の規定は3年)以内、調停については平成22年4月1日、その他は公布日から3月以内の政令で定める日となります。

